

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 財産関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43853

(5)

郵便貯金關係

秘

電信写

（第一〇八号の二）

るべきものと思う、又在京米大使館よりも同趣旨のコメントを付して日本側口上書（冒頭貴信付属）を送付し来たつた旨述べたので、当方より本件は奄美群島に関する日米協定の規定により日米間において合意される通り決済されるべきであると述べたところ、先方は法的には確かにそうであるが実際問題として勸定が沖縄政府にある点もありこの点再考する。目下在琉球領事よりのコメントを俟つておられるところにて、これが接到次第重ねて検討の上正式チャネルを通じ文書回答をする旨述べていた。

右は目下の段階においては國務省係官の個人的な見解であるが何等御参考まで。

配布先 次官、官房長、アジア、欧米、条約、情文各局長、

ア次、総、ア総、一、欧米、条約、情文、審

撤回

外務省

秘

電信写

K'6.1.01-1

昭和三二 五八三 略 ワシントン 一月二日一三四〇発 亜一
本 省 一三日〇八一着
岸 大 臣 谷 大 使

（日本政府当時における旧沖縄県在住者の為替貯金及び保険金の払戻しに
関する件）

第一〇八号
客年八月七日付貴信亜一第七五一号及び同年十一月二十日付貴
信亜一第一一〇二号に關し
予てより当方よりも國務省に對し旧沖縄県在住者の有する日本
政府の戦前の為替貯金及び保険年金の払戻しに關し早急処理方
要請しておいたところ、十二日同省係官は本件は目下検討中
あるが実際問題として本件支払いのための勸定は琉球政府所管
となつてゐるため、本件は同政府と日本政府間において処理さ

外務省

南方班
32.1.14
第一課

記帖了

ア一 3